

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-関東54- 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7 月 5 日

【会社名】 小田急電鉄株式会社

【英訳名】 Odakyu Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 木 利 満

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木 2 丁目28番12号
東京都新宿区西新宿 1 丁目 8 番 3 号（本社事務所）

【電話番号】 03（3349）2526

【事務連絡者氏名】 IR室 課長 矢野 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿 1 丁目 8 番 3 号（本社事務所）

【電話番号】 03（3349）2526

【事務連絡者氏名】 IR室 課長 矢野 裕

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 15,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 5 月 7 日
効力発生日	平成25年 5 月15日
有効期限	平成27年 5 月14日
発行登録番号	25-関東54
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 120,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし (なし)

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しました。

120,000百万円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）
（120,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しました。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	小田急電鉄株式会社第62回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1,000,000円
発行価額の総額(円)	金15,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.28%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年1月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各25日にその日までの前半か年分を支払います。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけません。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)14.元利金の支払」のとおりです。</p>
償還期限	平成28年7月25日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成28年7月25日にその総額を償還します。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)14. 元利金の支払」のとおりです。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	平成25年7月8日から平成25年7月29日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年7月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 担保提供制限条項</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定します。</p> <p>2. 留保資産提供制限条項</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために当社の特定の資産を留保(以下「留保資産提供」という。)する場合には、本社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行います。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨の特約を締結します。</p> <p>(2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の 乃至 についても特約します。</p> <p>留保資産のうえには抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。</p> <p>当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。</p> <p>当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。</p> <p>当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。</p> <p>当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。</p> <p>当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。</p> <p>上記 の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができます。</p>
----------------	--

財務上の特約(その他の条項)	<ol style="list-style-type: none">1. 担保付社債への切換<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債に担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができます。(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本項第（1）号により本社債に担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び第2項並びに別記（（注）5.社債管理者に対する定期報告第（4）号及び6.社債管理者に対する通知第（2）号）は適用されません。2. 特定物件の留保<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために留保資産提供を行うことができます。(2) 前号の場合、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項を準用します。(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項または本項第（1）号により本社債のために留保資産提供を行った場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項は適用されません。3. 担保提供制限及び留保資産提供制限の例外<p>次の各場合のいずれかに該当するときは、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び第2項は適用されません。</p><ol style="list-style-type: none">(1) 当社が、国内で既に発行した担保付社債（本項第（4）号に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された担保付社債を含む。）に担保の変更または追加により担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合。(2) 当社が、国内で既に留保資産提供を行っている無担保社債（本項第（4）号に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された留保資産提供を行っている社債を含む。）のために留保資産を変更または追加する場合。(3) 当社が、社債の償還のための減債基金の積立または償還準備資産の預託として、当社の所有する資産のうえに担保権を設定する場合。(4) 当社が、合併または会社法第2条第29号に定められた吸収分割により担保権の設定されている、または留保資産提供が行われている、吸収合併消滅会社または吸収分割会社の資産を承継する場合。
----------------	---

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA-の信用格付を平成25年7月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができません。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがあります。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失います。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社が本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第（2）号または第（3）号に該当しても期限の利益を失いません。

- （1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- （2）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- （3）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第2項の規定に違背したとき。
- （4）当社が本注第5項、第6項第（2）号及び第（3）号または第7項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- （5）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （6）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。
- （7）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- （8）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めるとき。

5. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当については書面をもって社債管理者にこれを通知します。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とします。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写を当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写を当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出します。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準じます。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出します。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示を行う場合には、電子開示を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができるものとします。
- (4) 当社は、本社債発行後、毎事業年度末における本注第6項第(2)号に該当した国内債務の現存額、担保物その他必要な事項を社債管理者に報告します。

6. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知します。
- (2) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知します。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知します。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

7. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、当社と社債管理者の間で締結した平成25年7月5日付小田急電鉄株式会社第62回無担保社債（社債間限定同順位特約付）管理委託契約証書（以下「管理委託契約証書」という。）の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができます。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力します。

8. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によることなしに本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（管理委託契約証書第2条に掲げる行為を除く。）を行いません。

9. 債権者保護手続における社債管理者の異議申述

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の手続によらずに社債権者のために異議を述べることはしません。

10. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下各号に定める場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができます。ただし、社債管理者において残存する者があるときは、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができます。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合、

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合、

- (2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければなりません。

11. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令または管理委託契約証書に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができます。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行います。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行います。

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告します。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

13. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われます。

15. 担保提供状況

- (1) 当社が平成25年3月31日現在担保提供を行っている国内債務の残高及びその担保物は、以下のとおりであります。

担保に供している資産

鉄道財団 514,097百万円

土地及び建物 36,643百万円

合 計 550,741百万円

担保提供債務

借入金 129,540百万円

鉄道建設・運輸施設整備支援機構長期未払金 141,605百万円

合 計 271,146百万円

- (2) 当社は、平成25年3月31日現在において前号のほかに担保提供を行っている国内債務が一切存在しないことを保証します。
- (3) 当社は、社債管理者が必要があると認め請求したときは、平成25年3月31日の翌日以降、本社債の払込期日の前日までに担保提供を行った国内債務の現存額及び担保物を書面により社債管理者に通知します。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,010	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受けます。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金42.5銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	2,595	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	2,595	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	1,995	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	900	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号	450	
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7 番12号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	300	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号	165	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号	150	
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 2 号	150	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	150	
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	120	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号	120	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託します。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金 1 銭を支払うこととします。
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
15,000	84	14,916

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額14,916百万円は、設備資金として平成26年3月までに充当する予定であります。設備計画につきましては、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第92期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のとおりとなっております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、以下のとおりであります。

記載箇所 表紙



記載内容 「当社グループブランドマーク」

「愛称」小田急箱根あじさいボンド

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年7月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、その全体を一括して記載したものであります。なお、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成25年7月5日）までの間において生じた変更及び追加記載箇所は__罫で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

「事業等のリスク」

当社グループでは、「小田急グループリスクマネジメント方針」に基づきグループ全体のリスクマネジメント体制を構築するとともに、グループ各社において統一的手法によるリスクの洗い出し・評価を実施し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの対策を検討・推進する取り組みを行っております。これらを通じて把握したリスクのうち、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、次のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。また、以下のリスクは当社グループのすべてのリスクを網羅したものではありませんのでご留意ください。

(1) 地震等の自然災害

当社グループは、東京都から神奈川県にかけての小田急線沿線を中心に事業を展開しておりますが、大規模地震やその他の自然災害発生時には、当社グループの各事業において、建物・設備が損傷する等の直接的被害のほか、電力不足等による営業への制約、消費マインドの冷え込みによる収益の減少といった間接的被害により、業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該事業エリアの一部は東海地震に関する地震防災対策強化地域に含まれております。

(2) 事故・システム障害の発生

当社グループが展開する様々な事業において、人為的なミスや機器の誤作動、テロ等の不法行為等によって大きな事故やシステム障害が発生した場合、事業運営に支障をきたすとともに、信用の低下や施設の復旧・補償等に伴う費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 少子高齢化の進展・人口の減少

当社グループは、小田急線沿線を主たる事業エリアとして、鉄道事業をはじめ日々の生活に密着した様々な事業を展開しています。そのため、事業エリア内における人口の減少や少子高齢化の進展等による人口構成の変化が、鉄道事業における輸送人員の減少につながる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金利の変動

当社グループは鉄道事業を中心に継続的な設備投資を行っているため、借入金や社債等により資金を調達しております。よって、金利の変動及び当社の格付の変更が、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報管理

当社グループはクレジットカード事業を行っているほか、各種事業において顧客情報等の個人情報を保有しております。個人情報については厳正に管理しておりますが、何らかの理由で情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償や信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保有資産及び商品の瑕疵・欠陥

当社グループが保有する資産に、瑕疵や欠陥が見つかった場合又は健康や周辺環境に影響を与える可能性等が指摘された場合、改善・原状復帰、補償等にかかる費用が発生する可能性があります。また、当社グループにおいて販売した商品等について瑕疵や欠陥が見つかった場合についても、改善及び補償等に伴う費用の発生や信用低下等に伴い当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重要な訴訟

当社の鉄道事業に関し、電車の走行に伴う騒音・振動に関する民事訴訟が提起されており、この訴訟の結果によっては、業績及び列車運行等に影響を与える可能性があります。

また、当社の複々線化事業に関連するものとして、関東地方整備局長を被告とする行政訴訟（代々木上原～梅ヶ丘間における都市計画事業認可の無効確認）が提起されております。

(8) 法的規制

当社グループは、鉄道事業法、道路運送法、大規模小売店舗立地法、建築基準法等の各種法令や排ガス規制をはじめとした公的規制のもと様々な事業を展開しておりますが、これらの法令・規制、特に東京都・神奈川県における諸制度の変更は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、鉄道事業における運賃制度については以下のとおりであります。

鉄道運送事業者は、旅客の運賃の上限を定め、又は変更しようとする場合、国土交通大臣の認可を受けなければならないことが法定されております（鉄道事業法第16条第1項）。

また、その上限の範囲内での運賃等の設定・変更並びに特急料金等その他の料金の設定・変更については、事前の届出で実施できることとなっております（鉄道事業法第16条第3項及び第4項）。

(9) 感染症の流行

当社グループは、小田急線沿線を中心とした事業エリアにおいて、鉄道・バス・商業施設など多数のお客さまが利用される施設を多く保有しております。当社グループの事業エリアにおいて、新型コロナウイルス等の感染症が大規模に流行した場合、施設を利用されるお客さまの減少や、鉄道の列車運行等の事業運営に支障をきたすことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

小田急電鉄株式会社本店
（東京都渋谷区代々木2丁目28番12号）

小田急電鉄株式会社本社事務所
（東京都新宿区西新宿1丁目8番3号）

（注）本社業務は上記本社事務所において行っております。
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。